

**(独)年金・健康保険福祉施設整理機構(H26.4以降(独)地域
医療機能推進機構)の組織・業務の見直し当初案について**

平成25年8月28日
厚生労働省

1. 法律の趣旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RF0）を年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、独立行政法人地域医療機能推進機構に改組して、地域医療に貢献しつつ安定的な病院運営を行う組織とする。

2. 改組法人の概要

(1) 目的

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療・介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進に寄与すること。

(2) 業務

病院、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置及び運営の業務を行う。

(3) 病院等の譲渡

病院等のうち、譲渡後も地域において必要とされる医療機能が確保されるものについては、譲渡することができる（この場合においては、地元地方自治体の意見を聴取）。

※緊急の必要がある場合を除き、業務の財源に充てるための交付金は交付されない。

3. その他

○ 地域医療機能推進機構（機構）への改組時期は、公布の日（平成23年6月24日）から3年以内の政令で定める日。※政令で平成26年4月1日と規定。

年金・健康保険福祉施設整理機構から地域医療機能推進機構への改組のイメージ

年金・健康保険福祉施設整理機構

<目的>

年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、健康保険事業等の適切な財政運営に資すること

<業務>

年金福祉施設等の譲渡、それまでの間の施設の管理・運営

病院等の運営は特例民法法人等に委託（病院職員は特例民法法人等の職員）

<役職員>

理事長、監事2名（非常勤）、理事1名（非常勤）、職員23名（H25. 7時点）

改組

地域医療機能推進機構

<目的>

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進等に寄与すること

<業務>

病院、介護老人保健施設、看護師養成施設の設置及び運営等

病院等の運営は直営（病院職員は独立行政法人の職員）

<役職員>

理事長、監事2名、常勤理事5名、非常勤理事5名、職員は約2万人前後（推計）

事務・事業の見直し当初案について

地域において必要とされる医療・介護機能の確保を図るという機構の目的を果たすため、以下のような方針で事業を実施。

【見直し当初案のポイント】

- 各病院及び老健施設の強みを活かして全国規模のグループとして「急性期医療～回復期リハビリ～介護」を含むシームレスなサービスを提供し、地域医療・介護の確保に取り組む。
 - ・ 地域での取組が十分でない分野について積極的に補完
 - ・ 地域医療支援機能の体制整備（地域の医療機関との連携、地域の医療従事者に対する教育、地域医療に係る情報発信等）
 - ・ 5事業（救急事業、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）やリハビリテーションの実施
- 約半数の病院に老健施設が附属しているという特色を踏まえて、複合的なサービスが一体的に提供される拠点として地域包括ケアの推進に取り組む。

組織・運営の見直し当初案について

これまで運営を委託していた病院等について、来年4月以降は（独）地域医療機能推進機構（現（独）年金・健康保険福祉施設整理機構）が直営することになる。これに伴い、全国規模の病院グループとして、透明性・説明責任を確保しつつ、スケールメリットを活かした組織・運営を実現していく。

【見直し当初案のポイント】

- 機構の病院間で人事異動を行うなど、法人内で適切な人員配置を実現。
- 経営指導など病院運営について、機構本部が積極的に関与。
- 職員の適正配置、共同入札の実施等により、効率的な運営を実施。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表（案）

法人名		（独）年金・健康保険福祉施設整理機構（H26.4以降（独）地域医療機能推進機構）			府省名	厚生労働省	
沿 革		平成１７年１０月 発足 平成２６年４月 （独）地域医療機能推進機構に改組（予定）					
中期目標期間		第１期：平成１７年１０月１日から平成２６年３月３１日まで					
役員数及び職員数 （平成25年1月1日現在） ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		４人（２人）	１人（０人）	３人（２人）	２４人		８人
年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成26年度(要約)
国からの財政支出額の推移 （単位：百万円）	一般会計	0	0	0	0	0	0
	特別会計	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0
	うち運営費交付金	0	0	0	0	0	0
	うち施設整備費等補助金	0	0	0	0	0	0
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	0
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	0
支出予算額の推移（単位：百万円）		100,444	104,238	25,472	28,737	34,321	未定
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 （単位：百万円）		87,108	110,630	111,092	112,229		
（単位：百万円）	発生要因	年金福祉施設等の譲渡収入、運営委託契約解除に伴う施設委託先の特別会計清算金によるところが大きい。					
	見直し内容	特に見直しは行っていない。					
運営費交付金債務残高（単位：百万円）		－	－	－	－		
行政サービス実施コストの推移（単位：百万円）		8,903	17,889	14,763	1,139	(見込み) 13,433	(見込み) 未定
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		－					

中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成 24 年度実績）	・中期目標にて、「一般管理費（人件費除く）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成 17 年度比 18%以上の額を節減すること。」となっているが、一般管理費（人件費除く）は、平成 24 年度末時点において、対平成 17 年度比 60%の額の節減となっている。
---	--

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	(独) 年金・健康保険福祉施設整理機構 (H26.4以降 (独) 地域医療機能推進機構)		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	診療事業等					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	病院や介護老人保健施設等を運営し、地域に必要な医療及び介護を提供する機能を確保する。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (要求)
	支出予算額	—	—	—	—	未定
	国からの財政支出額	—	—	—	—	0
事務及び事業に係る職員数 (※年1月1日現在。ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	—	—	—	—	-
	非常勤	—	—	—	—	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	○ 各病院及び老健施設の強みを活かして全国規模のグループとして「急性期医療～回復期リハビリ～介護」を含むシームレスなサービスを提供し、地域医療・介護の確保に取り組む。 ・ 地域での取組が十分でない分野について積極的に補完 ・ 地域医療支援機能の体制整備（地域の医療機関との連携、地域の医療従事者に対する教育、地域医療に係る情報発信等） ・ 5事業（救急事業、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）やリハビリテーションの実施 ○ 約半数の病院に老健施設が附属しているという特色を踏まえて、複合的なサービスが一体的に提供される拠点として地域包括ケアの推進に取り組む。					
上記措置を講ずる理由	○ 平成26年4月に改組により発足する予定の（独）地域医療機能推進機構は、病院や介護老人保健施設を運営し、5事業・リハビリテーションその他地域に必要とされる医療及び介護を提供する機能を確保することを目的とされている。 ○ 各病院等はこれまでそれぞれの地域で強みを活かしてきたが、今後は全国規模のグループとして、各地域の他の医療機関等とも連携しながら、機構の目的に取り組んでいくこととなる。					

行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	—
---	----------

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	(独)年金・健康保険福祉施設整理機構(H26.4以降(独)地域医療機能推進機構)		府省名	厚生労働省	
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備		非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	独立行政法人として業務を行う。	改組に伴いサテライトオフィスは廃止の予定である。また、新機構においては本部と病院が連携し、内部統制の確立した組織運営を行う。	来年4月以降、機構の病院間で人事異動を行うなど、機構内で適切な人員配置を実現していく。		当初から職員は非公務員である。
上記措置を講ずる理由	平成23年6月に成立した独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(議員立法)により、病院等の年金福祉施設等の譲渡を目的とする(独)年金・健康保険福祉施設整理機構は、病院等の運営を目的とする(独)地域医療機能推進機構へ改組することとされている。	これまで委託先団体ごとに異なった病院の運営を行っていたが、来年4月以降、地域医療機能推進機構が直営することとなるため、一元的な規程等に基づく内部統制の確立した運営が求められるため。	これまで病院運営については委託先団体に委託していたが、来年4月以降、地域医療機能推進機構が直営することとなる。全国規模のグループとしてスケールメリットを活かしていく必要がある。		

Ⅳ. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案整理表

法人名	(独)年金・健康保険福祉施設整理機構(H26.4以降(独)地域医療機能推進機構)		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	経営指導など病院運営について機構本部が積極的に関与する。	「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について(依頼)」(平成19年11月15日総務省事務連絡)に基づき、随意契約の適正化を図る。	来年4月以降、約2万人の職員を有することとなるが、病院事業を行う独法としてふさわしい給与水準とする。	遊休資産は本年度末までに売却を行った上で、新機構においては保有する資産(土地・建物)を適正かつ効率的に運用管理する。
上記措置を講ずる理由	これまで運営を委託していた病院等について、来年4月以降、地域医療機能推進機構が直営することとなり、全国規模のグループとして病院を運営していく。	一般競争、公募・企画競争など、競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じて適切な手続を行う必要がある。	これまで運営を委託していた病院等について、来年4月以降、地域医療機能推進機構が直営することとなり、国民の理解を得られる給与水準としていく必要がある。	病院を直轄運営する独立行政法人として、不要な資産は売却等を行った上で、資産管理を適切に行う必要がある。

法人名	(独) 年金・健康保険福祉施設整理機構 (H26. 4 以降 (独) 地域医療機能推進機構)		府省名	厚生労働省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
運営の効率化及び自律化 の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	・ 地域に必要な医療及び介護の実施による収入の確保。 ・ 職員の適正配置及び共同入札等の実施による効率的な運営の実施。	売買、賃借、請負その他の契約の内容に応じて、官民競争入札等を導入する。		
上記措置を講ずる理由	これまで運営を委託していた病院等について、来年4月以降、地域医療機能推進機構が直営することとなり、全国規模のグループとしてスケールメリットなどを活かしていく必要がある。	独立行政法人が行う契約に関し、競争入札を実施するなど、品質の向上、費用の縮減等に配慮するとともに、契約過程の透明性及び効率性を図るため。		